

令和6年4月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 4-1-10-205  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-6304-2745  
FAX：03-6304-2744  
e-mail：info@e-606.net

## 66歳以降も生活のために働く人が増加～内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」より

### ◆生活設計と年金に関する世論調査

内閣府は3月1日、「生活設計と年金に関する世論調査」の結果概要を公表しました。これは、今後の施策の参考とすべく、老後の生活設計について、また公的年金制度や私的年金制度への意識・ニーズについて調査したものです（全国18歳以上の男女対象、有効回収数2,833人）。今回は平成30年に実施されており、5年ぶりの調査となりました。

### ◆66歳以上も生活のために働く人の割合が増加

老後の生活設計について、「何歳まで仕事をしたいか（またはしたか）」という設問では、61歳～65歳が28.5%と最多で、66歳～70歳（21.5%）、51歳～60歳（14.8%）と続きます。66歳以降も働きたいという人は42.6%に上り、前回調査より5ポイント上昇しています。その理由は「生活の糧を得るため」が75.2%と最多です。老後の生活資金の不足分を働くことでまかなうという意識の高まりがうかがえます。また、厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方についての設問では、「年金額が減らないように、就業時間を調整しながら会社などで働く」（44.4%）という回答が最も多くなっています。

今回の調査からは、就労、公的年金、貯蓄を組み合わせ生活設計をするという方が多いことがわかります。人口減少が加速する中で、企業としても、働く人々のこうした意識をくみ取りながら、安心・安全に働き続けられる制度を考えていく必要があるでしょう。

### 【内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」の概要】

<https://survey.gov-online.go.jp/r05/r05-nenk/in/gairyaku.pdf>

## キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）の計画届受理状況が公表されました

### ◆3,749社が計画届を提出

厚生労働省は、「年収の壁・支援強化パッケージ」キャリアアップ助成金の計画届受理状況（令和6年1月末時点）の取りまとめを公表しました。

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）は、パートタイマーやアルバイトの収入が一定額を超えた場合に社会保険料の負担が発生してしまうため、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるように整備したときに助成されるもので、昨年10月20日に計画届の受付を開始しました。

1月末までに本助成金の計画届を提出した企業件数は3,749件でした。企業規模別では、100人以下の企業が2,788件、101人～500人の企業が597件、501人以上の企業が364件でした。また、本助成金に取り組む予定の労働者数は144,714人でした。メニュー別では、手当等支給メニューが48,976人、労働時間延長メニューが72,633人、併用メニューが23,105人の労働者を予定しています。

### ◆具体的な活用事例

この取りまとめでは、以下の企業における実際の活用事例が取り上げられています。

○パート従業員との丁寧な対話を重ね、各従業員のニーズに応じ、社会保険適用時処遇改善コースの複数のメニューを活用

○新たに社会保険に加入するパート従業員に対し、社会保険適用時処遇改善コースを活用して社会保険適用促進手当を支給するとともに、既に社会保険に加入している一定の収入以下の従業員に対しても、企業独自で同手当を支給

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）は、令和7年度末までに新たに被用者保険

を適用した労働者を対象とする措置となっています。活用を検討する際に参考にしてみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」キャリアアップ助成金 計画届受理状況の取りまとめ（令和6年1月末時点）】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38138.html)

## 4月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

○給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村] 額報告書の提出 [税務署]

30日

○預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]

○固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

（4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）